

第68回京都大学11月祭における外部団体連携行為等の規制に関する方針について

(1) 概要

本資料は、第68回京都大学11月祭における外部団体連携行為等の規制の取り扱いについて、11月祭事務局が方針を提案するものである。本資料について承認を求めるものではないが、本資料について全学実行委員会場でなされた議論に基づいて、今後具体的に規制内容を決定していくものとする。

(2)(a)でいう全学実行委員会場で定める事項とは、具体的に次のようなものを検討している。

(2) 外部団体連携行為等の規制の目的・意義など

「学生らによる自主的・主体的11月祭」宣言は、11月祭が、京大生らが自らの自主性及び主体性に基づいて活動するための場であるべきで、11月祭の開催主体たる全学実行委員会は、11月祭をそのような場とするよう尽力する責務を負うと定める。

全学実行委員会は、この責務を遂行するため、11月祭における外部団体と適切に連携する方法や制限事項などを定め、もって京大生らの自主的、主体的な活動の場としての11月祭の実現に寄与する。

(3) 基本的な用語の定義等

(a) 以降、11月祭とは、特に断りがない限り、第68回京都大学11月祭を表す。

(b) 11月祭期間とは、11月祭が行われる2026年11月20日（金）から23日（月・祝）の期間をいう。

(c) 11月祭会場とは、11月祭が行われる、京都大学吉田キャンパスの本部構内及び吉田南構内と、11月祭のオンライン会場（11月祭公式Webサイト）をいう。ただし、吉田寮、教育学部祭の会場、サークルBOX棟その他11月祭本部の管轄権が及ばない領域は、除外する。

(d) 外部団体とは、通常の京都大学の学生らを構成する個人または団体を除くすべての個人または団体をいう。

(e) 外部団体連携行為とは、京大生らが、その自主的、主体的な活動において、外部団体とかかわりを持つことをいう。

(f) 外部団体による自立性の不当な侵害とは、外部団体が、11月祭において自主的、主体的な活動をする京大生らに対し、その本来の意思に反して、活動の目的、内容その他

の構成要素を決定し又は変更しその他京大生らの本来の意思に反したことを求め又は強制することによって、11月祭における京大生らの自主性、主体性を、不当に阻害することをいう。

(g) **外部団体による不当な制限**とは、外部団体が、11月祭において企画を出展し、11月祭において出展される企画を援助し、その他いかなる方法をもってするかを問わず、11月祭に関与することによって、11月祭における京大生らの自主的、主体的な活動の実現や選択肢を、不当に制限することをいう。

(h) **ある団体による営利行為**とは、当該団体が利益と認めるもの又は経済的、理念的な目的の達成その他社会通念上利益と認められるものの獲得を目的の全部または一部とする行為のことをいう。

(i) **外部団体による不当な営利行為**とは、外部団体による営利行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(i) 11月祭における京大生らの自主的、主体的な活動の実現や自由度の実質的な拡充に寄与しないもの。

(ii) 11月祭における京大生らの自主的、主体的な活動の実現や自由度の実質的な拡充に寄与するものであって、次のいずれかに該当するもの。

1) 11月祭における京大生の自主的、主体的な活動の実現や自由度の実質的な拡充における当該営利行為の寄与の内容や程度に照らして、当該行為の内容や程度が必要かつ相当な程度を超えるもの。

2) 京大生らの自主的、主体的な活動の場としての11月祭における外部団体の関与として、相当な範囲を超えるもの。

3) 当該行為によって外部団体が獲得する利益が、当該行為によって京大生らが獲得する利益を著しく上回るもの。

(4) 規制を適用する時間・空間的要件について

(a) 本規制は、次の行為に対して適用する。

(i) 11月祭期間中、11月祭会場において行われる、企画の出展、11月祭の運営その他あらゆる行為。

(ii) 前項に該当する行為に直接的に影響を又は間接的に著しい影響を与える行為。

(b) 11月祭ではない催しにおいて11月祭における外部団体連携行為等の規制を実施する場合は、当該催しを開催する主体が、本規制を当該催しにおいて準用する形で行う。

(5) 禁止及び制限について

(a) 次の各号に掲げるものは、11月祭において禁ずる。

(i) 外部団体による自立性の不当な侵害。

(ii) 外部団体による不当な制限。

(iii) 外部団体による不当な営利行為。

(6) 事前手続について

事前届出制(案7-A)[(a)~(d)]または事前相談制(案7-B)[(e)~(f)]の採用を検討している。

案7-A(事前届出制)

(a) 概要

11月祭において外部団体連携行為をしようとする際は、11月祭事務局に対して届け出ることを必須とするもの。11月祭事務局による指導・助言や、違反する外部団体連携行為に関する届け出の却下について検討している。

(b) 事前届出

外部団体連携行為は、事前に、11月祭事務局に対し、その詳細を届け出ることを義務付ける。

(c) 11月祭事務局による届出の却下

案7b-A①(昨年度と同等程度の規制)

11月祭事務局は、届け出られた外部団体連携行為が規制に違反すると認めるとき、その届け出を却下することができる。

案7b-A②(規制緩和)

11月祭事務局は、届け出られた外部団体連携行為が規制に違反するものであることが、規制の趣旨や事例集に照らして明らかであると認めるとき、その届け出を却下することができる。

案7b-B(大幅な規制緩和)

11月祭事務局は、届出を却下しない。

(d) 11月祭事務局による指導

11月祭事務局は、届け出られた外部団体連携行為について、必要と認める範囲で違反がないように指導・助言を行う。

案7c-A

この指導は、拘束力をもたない。

案7c-B

この指導は、拘束力をもつ。

案7-B(事前相談制)

(e) 概要

案7-A(事前届出制)の(d)のみを制度として導入するもの。ただし、(d)中の「届け出られた」は「相談を受けた」と読み替える。

(f) 強制化について

案7d-A

11月祭で外部団体連携行為をしようとする際は、事前相談を受けることを必須とする。

案7d-B

事前相談は、任意とする。

(7) 11月祭事務局による規則違反に対する不服申立

(a) 概要

11月祭事務局の規則違反に対する救済措置の設定を検討している。以下では11月祭事務局が届出の却下や強制指導の権限をもつ前提で記述しているが、11月祭事務局による規則違反全般に対して適用する。

(b) 11月祭事務局に対する不服申立

11月祭事務局による届出の却下や強制指導を受けた者は、届出の受理や指導の撤回を求めて、11月祭事務局に対して不服を申し立てることができる。ただし、その申し立ては、11月祭事務局による届出の却下や強制指導が、事実誤認や規則適用の誤り、規則違反などに基づくものであることを理由とする場合に限る。

11月祭事務局は、不服申立を受けたとき、それに理由があると認める場合は、再度届出や指導の内容を精査し、誤りなどを発見した場合は下した処分を適切に修正・解除しなければならない。

(c) 全学実行委員会に対する不服申立

11月祭事務局に対する不服申立の結果に不服がある場合は、全学実行委員会において、11月祭事務局に対して届出の受理や強制指導の解除などを求めることができる。この場合においても、不服の申し立ては、11月祭事務局による届出の却下や強制指導が、事実誤認や規則適用の誤り、規則違反などに基づくものであることを理由とする場合に限る。

全学実行委員会における不服の申し立ては、それをしようとする者が、11月祭事務局に対して全学実行委員会での判断を求める議題の提起を請求する仕組みにする。

なお、全学実行委員会における不服の申し立ては、全学実行委員会の開催やその場での議論に業務上多くの資源が必要であることから、11月祭期間前の一定の期日で打ち切り、期日以降の不服申し立てについては11月祭期間後に請求する制度とする。

(8) 11月祭期間中の差し止め・罰則について

(a) 概要

11月祭事務局は、11月祭において違反行為を発見した場合、違反者に対して行為の中止を求める是正勧告を行い、それでも違反が解消されない場合に行為の差し止めを行う。

差し止めとは別に、罰則も設ける。本規制に違反した者は、11月祭会場から退去させ、本規制に違反した企画には、出展停止や保証金の没収を行う。また、全学実行委員会の承認により、次年度以降の11月祭への参加を制限する規定も盛り込む。ただし、差し止めは、これらの処分に優先して行うものとし、差し止めによる違反の解消があったときは、違反行為に対する責任を免除することができるものとする。

(b) 差し止め・罰則の対象となる行為について

11月祭において11月祭事務局が差し止め・罰則の適用をすることができる違反行為については、以下の案を検討している。

案9b-A(案7b-A①に相当する、同等程度の裁量)

規制に違反すると11月祭事務局が認める行為。

案9b-B(案7b-A②に相当する、規制緩和)

11月祭事務局が、規制の趣旨や事例集に照らして、明らかに規制に反するものであると認められる行為。

(c) 差し止め・罰則適用に関する不服申立について

差し止め・罰則適用の解除を求める不服申立については、(8)の制度を利用する。ただし、全学実行委員会での不服申立は、11月祭期間後に行うものとする。

(d) 事前届出制・事前相談制に関する免責について

事前届出制や事前相談制に基づく11月祭事務局の指導に従った結果本規制に違反してしまった行為については、原則として罰則の対象としない。

(9) 事例集について

- (a) 過去の外部団体連携行為事例及び本年度発生が予想できる事例について、今後の全学実行委員会の場合において、それらが本規制に適合するものであるかの判断を行い、事例と結論をあわせて事例集とする。
- (b) この事例集は、京大生に公開する。

(10) 全学実行委員会による監査について

事前相談制や事前届出制などを採用する場合、11月祭期間前に、届出や相談の内容について全学実行委員会での審議にかけ、事例集の更新を行うかどうかを検討している。